

盛岡市水道工事標準仕様書の改定について

平成 30 年 10 月 1 日以降入札公告となる工事を対象として盛岡市水道工事標準仕様書を改定します。盛岡市上下水道局が発注する水道工事の設計積算基準を見直したことに伴い、現行の標準仕様書(平成 30 年 4 月 1 日)を改定するものです。

【改定の概要】

(1) 本 編

① 第 2 章 提出書類

2-3 請負代金内訳書及び工程表

→請負代金内訳書の提出が契約締結後 7 日以内に必要となりました。

② 第 7 章 管布設接合工

7-11 管の明示

→φ50mmダクタイル鋳鉄管における管明示テープの設置方法について、天端明示が必要となりました。

(2) 要 領

① 要領④ 工事完成図面作成要領

→電子記憶媒体に保存する内容に、給水切替及び切離報告書の保存も必要となりました。

(3) 様 式

① 様式第 3 号 請負代金内訳書の追加

【その他】

平成 30 年 9 月 30 日以前に契約を締結している工事については、盛岡市水道工事標準仕様書(平成 30 年 4 月 1 日以降適用)が適用となります。